

教生学第 294 号  
平成 29 年 6 月 30 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一

平成29年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の実施について (通知)

このことについて、文部科学省生涯学習政策局長及び文部科学省初等中等教育局長から、別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

国においては、内閣府主唱の下、文部科学省その他の関係省庁等の参加により、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、青少年問題等への対応の強化を図っており、本年度は、特に子どもの性被害の防止に重点を置きつつ、青少年のインターネットの適切な利用の促進や有害環境への対応などの取組を実施することとしています。

つきましては、この月間に合わせて国会公安委員会委員長と文部科学大臣が発信する共同メッセージと、警察庁と文部科学省が共同して作成したリーフレット「夏休みを迎える君たちへ～ネットには危険もいっぱい～」をコピーの上配布・掲示するなど、児童生徒の非行・被害の防止に関する指導の充実を図るようお願いします。

(生徒指導・学校安全グループ)



<参考情報>

- ① 「ネットを通じた子供の性被害の防止に向けた国家公安委員会委員長と文部科学大臣の共同メッセージ」 (同封)
- ② リーフレット「夏休みを迎える君たちへ～ネットには危険もいっぱい～」 (同封)  
①②URL (文部科学省 HP) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/1386963.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1386963.htm)
- ③ 情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向けの手引書 (文部科学省 HP) [http://jouhouka.mext.go.jp/school/information\\_moral\\_manual/index.html](http://jouhouka.mext.go.jp/school/information_moral_manual/index.html)
- ④ e-ネットキャラバン  
(e-ネットキャラバン HP) <http://www.e-netcaravan.jp/>
- ⑤ 普及啓発資料「ちょっと待って！」シリーズ  
(文部科学省 HP) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/taisaku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/index.htm)
- ⑥ 「ソーシャルメディアガイドライン作成のすすめ」  
(安心ネットづくり促進協議会 HP) <http://www.good-net.jp/safe-internet/guideline/>
- ⑦ 子供のための情報モラル育成プロジェクトに関する取組について  
(文部科学省 HP) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm)
- ⑧ 「情報モラル実践事例集」  
(文部科学省 HP) [http://jouhouka.mext.go.jp/school/moral\\_zirei/moral\\_zirei.html](http://jouhouka.mext.go.jp/school/moral_zirei/moral_zirei.html)
- ⑨ 学校ネットパトロールに関する取組事例・事例集 (教育委員会等向け)  
(文部科学省 HP)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/081\\_1/houkoku/1325771.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/081_1/houkoku/1325771.htm)
- ⑩ いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号)  
(文部科学省 HP) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm)
- ⑪ いじめの防止等のための基本的な方針  
(平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定 (最終改定 平成 29 年 3 月 14 日))  
(文部科学省 HP)  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/04/05/1304156\\_02\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/04/05/1304156_02_2.pdf)
- ⑫ 24 時間子供 SOS ダイヤル  
(文部科学省 HP) <http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>
- ⑬ 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集 (学校・教員向け)  
(文部科学省 HP) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf)
- ⑭ 「薬物乱用防止教室推進マニュアル～教育委員会における取組事例～」  
(文部科学省 HP) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1297198.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297198.htm)

【本件連絡先】

文部科学省生涯学習政策局青少年教育課企画係  
電話 03-6734-3488

# 平成29年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱

平成29年5月16日

内閣府特命担当大臣決定

## 1 趣旨

我が国は少子高齢化が急速に進行する中で、情報化、国際化、消費社会化等が進み、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている。

青少年の非行情勢については、平成28年の刑法犯少年の検挙人員は13年連続で減少しているものの、人口比では成人と比べ引き続き高い水準にあり、少年による社会の耳目を集める事件も発生していることから、引き続き非行防止活動に積極的に取り組まなければならない。

被害の現状については、児童ポルノ事件の被害児童数が過去最多となったほか、抵抗するすべを持たない低年齢児童を被害者とするなどの悪質な性犯罪事件も後を絶たず、加えていわゆる「JKビジネス」等、児童の性に着目した新たな形態の営業が次々に出現するなど、子供の性被害は深刻な状況にある。また、近年スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、コミュニティサイトの利用に起因する児童買春等の被害に遭う児童の数も増加の一途を辿っている。

次代を担う青少年の育成は、国民全体に課せられた責務であり、国、地方公共団体、関係団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の非行・被害の防止のための取組を進めることが必要である。

このため、7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（以下「月間」という。）とし、青少年の非行・被害の防止について、国民が理解を深め、さらに、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、本年度は特に子供の性被害の防止に重点を置きつつ、青少年のインターネットの適切な利用の促進や有害環境への適切な対応などの各種取組を集中的に実施する。

## 2 期間

平成29年7月1日（土）から同月31日（月）までの1か月間

## 3 実施体制

実施体制は、別紙のとおりとする。

#### 4 重点課題及び主な実施事項

##### (1) 重点課題1 子供の性被害の防止

近年、児童買春、児童ポルノを始めとする子供の性被害が後を絶たないことを鑑み、これらに対して対症療法的な取組にとどまらず、政府が一体となって子供の性被害が発生する要因・背景にまで踏み込んだ施策を講じ、子供の性被害の撲滅を期するため、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）が策定されたところであるが、同計画に基づき、「子供の性被害を絶対に許さない」という国民意識を高め、被害の予防・拡大防止、被害児童の保護・支援等の取組を推進する。

とりわけ児童が児童買春、児童ポルノ、いわゆる「JKビジネス」等に係る被害を受けることのないよう、学校や関係機関を通じて児童やその保護者を始めとする社会全体に対して、性の逸脱行動や被害の現状、諸規制等について積極的な広報啓発を行う。

また、インターネット関係事業者や風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働きかけを行う。

特に、近年多発しているコミュニティサイト等に起因する犯罪から青少年を守るため、コミュニティサイト等の危険性について周知・啓発を行うとともに、フィルタリングの利用普及を一層促進し、コミュニティサイト等の事業者に対しては、規模やサービスの態様に応じた、投稿内容の確認やゾーニング導入などの自主的な被害防止対策の強化に向けた働きかけを行う。

##### (2) 重点課題2 インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進

青少年がインターネット利用に係る非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことがないように、警察、教育機関等の関係機関を通じて青少年やその保護者を始めとする社会全体に対して、児童ポルノの提供・公然陳列、他人のID・パスワードを不正に利用した不正アクセス、出会い系サイトへの禁止誘引行為の書き込み等の違法行為の実態、インターネット利用に係る児童買春や児童ポルノ、ストーカーやいわゆる「リベンジポルノ」等の犯罪被害の実態、インターネットの利用に起因する個人情報の流出等のトラブルの実態、発達段階に応じたフィルタリング等の利用普及、インターネット利用に関する親子間のルール作りや情報モラルを身に付けることの重要性、及び犯罪の被害や有料サイト利用料金名目の架空請求を始めとしたトラブル等に遭った際の相談窓口等について積極的な広報啓発を行う。

また、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応として、青少年のインターネット利用に係る保護者の責務を始め、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）の内容について一層の周知に努めるとともに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基

本的な計画」(第3次)(平成27年7月30日子ども・若者育成支援推進本部決定)に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育、民間団体の取組の支援等の関連施策を着実に推進する。

さらに、インターネット・ホットラインセンターの役割等の周知を図り、同センターへ違法情報等の通報を促すなど、違法情報等の排除に向けた気運を一層高める。

このほか、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(平成15年法律第83号)や「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(平成26年法律第126号)を始めとする関係法令及び条例の内容の一層の周知と厳正な適用に努める。

### (3) 重点課題3 有害環境への適切な対応

図書やDVD等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書・ソフトの区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付け等しないこと等、各地方公共団体の青少年保護育成条例に基づく対策の徹底を指導するとともに、その状況の調査・点検を実施する。また、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等の事業者に対して青少年の深夜の立入制限の措置を要請する。

このほか、酒類・たばこの販売窓口における年齢確認の徹底を図るなど、酒類・たばこの未成年者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

### (4) 重点課題4 薬物乱用対策の推進

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定)及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」(平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定)に基づき、学校における薬物乱用防止教育の充実のほか、街頭キャンペーンやイベントの開催など、あらゆる機会を捉え、家庭や地域社会、関係機関等が一体となり、薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、青少年、保護者及び地域の指導者等に対して、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の危険性や有害性に関する正しい知識の普及を積極的に推進する。

さらに、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努めるなど、再乱用防止対策の充実強化を図る。

## (5) 重点課題5 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことのないよう、少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、警察、青少年センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・喫煙や深夜徘徊などの不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行う。

とりわけ少年の被害が後を絶たないストーカー事案については、被害者にも加害者にもならないよう、警察、教育機関等の関係機関が連携して、防犯教室等様々な機会を捉え、ストーカー行為等の被害の実態、具体的事例、予防・対応方法及び被害に遭った際の相談窓口等について積極的な広報啓発及び教育啓発を推進する。

さらに、万引きや自転車盗等が犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるため、学校における非行防止教室の開催などの取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

また、近年、中学生・高校生を含む少年が、遊興費欲しさに安易な考えから現金を受け取る役割の「受け子」等として振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に加担している現状に鑑み、非行防止教室の開催などにとどまらず、少年を犯行に誘い込む手口等について積極的な情報発信や特殊詐欺で検挙した少年と不良交友関係にある少年への注意喚起に努めるなど、少年を特殊詐欺に加担させない取組を推進する。

このほか、ボランティア活動、スポーツ・文化活動等の体験活動を推進することにより、青少年が多様な交流体験を経験しながら社会性、主体性を育むことができるようにするとともに、地域における青少年の「居場所」づくりを推進する。

## (6) 重点課題6 再非行(犯罪)の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、平成28年12月7日に成立し、同年12月14日に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の子供を、その成長

に応じて包括的に支える体制づくりなどの取組を一層推進する。

地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。

特に、民間ボランティア団体、職業安定機関、更生保護関係機関、矯正施設及び警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労支援・就学支援を一層推進する。

## (7) 重点課題7 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

いじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている少年が、一人で悩み・苦しむことのないよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなどによる支援の活用を図るとともに、「24時間子供SOSダイヤル」、「子どもの人権110番」、児童相談所全国共通ダイヤル「189番」、「ヤングテレホンコーナー」等の様々なSOSの受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図る。また、様々な大人が関わり子供を見守る体制を構築するため、学校と警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等においても、児童生徒が自分や友人の安全に関する不安や懸念があったら、ちゅうちょすることなく、周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なSOSの受け止めに係る相談窓口の校内における周知やPTA等との連携を進める。

このほか、学校非公式サイト、プロフサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等における誹謗中傷の書き込み等「インターネット上のいじめ」も含め、いじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。さらに、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための取組を推進する。

## 5 留意事項

### (1) 月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が国民に定着していくようにするため、国民全体に向けた意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。



## (2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民等が一体となって非行防止等のための諸活動を円滑に実施できるよう、関係機関・団体等において、連絡会議の開催、実施計画の策定などにより連絡調整を十分に行うとともに、同期間に実施される他の青少年の非行防止等に関連する月間等との連携に配慮する。

(1) 主唱

内閣府

(2) 参加

内閣府，警察庁，金融庁，消費者庁，復興庁，総務省，法務省，最高検察庁，外務省，財務省，国税庁，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省，防衛省，最高裁判所，都道府県，市区町村

(3) 協力（五十音順）

指定都市教育委員・教育長協議会，全国更生保護法人連盟，全国高等学校PTA連合会，全国高等学校長協会，全国市町村教育委員会連合会，全国児童自立支援施設協議会，全国社会福祉協議会，全国少年警察ボランティア協会，全国人権擁護委員連合会，全国青少年補導センター連絡協議会，全国町村教育長会，全国都市教育長協議会，全国都道府県教育長協議会，全国防犯協会連合会，全国保護司連盟，全国連合小学校長会，全日本中学校長会，中核市教育長会，日本BBS連盟，日本PTA全国協議会，日本勤労青少年団体協議会，日本更生保護協会，日本更生保護女性連盟，日本私立中学高等学校連合会，麻薬・覚せい剤乱用防止センター

(4) 協賛（五十音順）

アルコール健康医学協会，安心ネットづくり促進協議会，インターネット協会，インターネットコンテンツ審査監視機構，インターネットコンテンツセーフティ協会，映画倫理機構，衛星放送協会，コンピュータエンターテインメント協会，コンピュータエンターテインメントレーティング機構，コンピュータソフトウェア倫理機構，出版倫理協議会，出版倫理懇話会，スポーツ七紙広告掲載基準委員会，成人番組倫理委員会，セーフアーインターネット協会，セルメディアネットワーク協会，全国卸売酒販組合中央会，全国携帯電話販売代理店協会，全国興行生活衛生同業組合連合会，全国小売酒販組合中央会，全日本アミューズメント施設事業者協会連合会，全日本広告連盟，知的財産振興協会，テレコムサービス協会，電気通信事業者協会，電子情報技術産業協会，東京臨床心理士会，日本アドバタイザーズ協会，日本アミューズメントマシン協会，日本インターネットプロバイダー協会，日本映像ソフト協会，日本映像ソフト制作・販売倫理機構，日本カラオケボックス協会連合会，日本ケーブルテレビ連盟，日本広告業協会，日本広告審査機構，日本コンテンツ審査センター，日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合，日本雑誌協会，日本雑誌広告協会，日本酒造組合中央会，日本蒸留酒酒造組合，日本新聞協会，日本精神衛生学会，日本電話相談学会，日本複合カフェ協会，日本フランチャイズチェーン協会，日本放送協会，日本民間放送連盟，日本ユニセフ協会，日本洋酒酒造組合，日本洋酒輸入協会，日本臨床心理士会，日本レコード協会，日本ワイナリー協会，ニューメディア開発協会，ビール酒造組合，マスコミ倫理懇談会全国協議会，モバイルコンテンツ審査・運用監視機構